



# 高瀬小学校 危機管理マニュアル

令和7年4月

（令和7年7月24日改訂）

日田市立日高瀬小学校

# 目 次

I	危機管理の基本方針	.....	p.1
II	事前の危機管理（備える）	.....	pp.2-3
III	発生時の危機管理（命を守る）		
1	事故等発生時の対応の基本	.....	pp.4-5
2	救急車要請の判断基準	.....	p.6
3	火災対応	.....	p.7
4	地震対応	.....	p.8
5	台風・大雨・積雪等の自然災害対応	.....	p.9-10
6	熱中症対応	.....	pp.11-13
7	プール事故対応	.....	p.14-15
8	食物アレルギー症状発生時の対応	.....	p.16
9	学校給食における異物混入への対応	.....	p.17
10	いじめ対応	.....	p.18
11	不登校対応	.....	p.19
12	不審者対応	.....	p.20
13	不当要求対応	.....	p.21
14	教職員による体罰	.....	pp.22-23
15	教職員の交通事故対応	.....	p.24
16	ミサイル発射に係るJアラート作動時の対応	.....	pp.25-26
17	記録を取る	.....	p.27
IV	事後の危機管理（立て直す）		
1	心のケア	.....	p.28
2	学校再開に向けて	.....	p.29

# I 危機管理の基本方針

## 1 児童の生命・安全の確保

危機発生時においては、いかなる場合でも児童の生命と安全を守ることを最優先とし、迅速かつ的確な対応を図ります。

## 2 事前の安全教育と各種訓練

日常的な安全指導に加え、地震や火災などを想定した避難訓練、緊急連絡網の訓練等を計画的に実施し、いざというときに備えます。

## 3 冷静な対応

マニュアルに示された手順に基づきながらも、その時点で最も優先すべき対応は何かを常に意識し、教職員一人ひとりが冷静に行動するよう努めます。

## 4 管理職のリーダーシップ

危機発生時には、管理職が状況を的確に判断し、教職員に「緊急対応を開始する」旨を速やかに伝達します。役割分担を明確に指示し、教職員との連絡が円滑に行えるよう、自らの所在を常に明らかにしておきます。

## 5 正確な情報収集と情報の共有

事件・事故が発生した際は、現場にいた児童などから正確な情報を収集し、要点を整理・文章化します。そのうえで、教職員間で速やかに情報を共有し、対応の一貫性を図ります。

## 6 組織的な対応

対策本部での決定事項は、迅速かつ確実にすべての教職員に伝達し、学校全体として統一された組織的な対応を行います。やむを得ず個人判断で対応した場合には、必ず事後に報告することとします。

## 7 保護者・地域との連携

育友会役員や地域関係者の皆様と連携を図りながら、協力して危機の解決にあたります。

## 8 関係機関との連携

教育委員会をはじめ、警察・消防・児童相談所などの関係機関と連携し、必要に応じて助言や支援を受けながら対応を進めます。

## 9 通信手段の確保

危機発生時に電話回線が使用不能となったり、保護者や報道機関からの問い合わせが集中した場合に備え、\*\*代替の通信手段（学校配信メール、学校ホームページ、教職員の携帯電話等）\*\*を活用できる体制を整えておきます。

なお、本マニュアルに定めのない事態が発生した場合には、状況に応じて、ここに示した基本原則に則り、最も適切と考えられる対応を取ることとします。

## Ⅱ 事前の危機管理（備える）

### 1 校内巡視と安全点検

#### (1) 校内巡視

日常的に校内を巡視し、異常箇所の早期発見と対応に努めます。

#### (2) 安全点検

日常の巡視に加えて、2か月に1回、教室・体育館・運動場・倉庫・遊具・ガス・電気・水道・校舎外周などの安全点検を計画的に行います。

### 2 来校者の確認（不審者侵入の防止）

#### (1) 校門から校舎入り口までの確認

来校者については、目視および監視カメラにより確認を行います。

#### (2) 門扉の管理

児童登校後の8時15分から16時までは、学校敷地内に入る4か所すべての門扉を閉めています。

#### (3) 校舎への入り口の管理

来校者は正面玄関のチャイムを鳴らし、許可を得てから校舎内に入るよう指導しています。

### 3 登下校における安全確保

- 定められた通学路を使用するよう徹底指導を行います。
- 学級での安全指導を繰り返し行います。
- 杉の子パトロール隊によるパトロールを継続します。
- 駐在所、育友会、学童、自治会等、地域と連携して見守り体制を整えます。
- 育友会と連携して通学路の安全点検を実施します。

### 4 盗難防止のための警備体制

#### (1) 管理上の配慮

- 教室や特別教室の戸締まりは、担当職員が責任をもって行います。
- 理科室などで薬品を使用した場合は、特に安全管理に留意します。
- 最後に退庁する職員は、電源・施錠・警備システムの確認を徹底します。
- 玄関の鍵は各職員が管理責任をもって所持します。

#### (2) 教室等に置かないもの

- 公金や職員個人の現金
- 高価な物品など

#### (3) 学校金庫等に保管すべきもの

- 指導要録や通知表、家庭環境調査票などの個人情報を含む文書類
- 公金関係書類など

※これらは教職員が責任をもって管理します。

#### (4) その他の取り扱い

- ・児童からの集金は登校後速やかに金庫等に保管し、教室や職員室に放置しないよう徹底します。
- ・公金の支払いは速やかに行い、難しい場合は通帳や金庫に保管します。
- ・教職員はもちろん、児童にも金銭の扱いについて適切な指導を行います（例：必ず手渡しとし、教卓に放置させない）。

### 5 不審者に対する児童指導

#### (1) 期間

年間を通して継続的に行います。

#### (2) 指導内容

- ・できるだけ複数で下校し、決まった時刻までに帰宅するよう指導します。
- ・見知らぬ人や不審者に声をかけられたり、乗車を誘われた場合にはきっぱり断るよう教えます。
- ・危険を感じたときは大声で助けを求めたり、近くの家に駆け込んで警察に連絡をお願いするよう指導します。
- ・相手の車の特徴やナンバー、人相、服装、言葉などを可能な限り記憶するように指導します。

※合い言葉「いかのおすし」を活用します。

#### (3) 指導方法

- ・給食時、集会時、一斉下校時、朝の会や帰りの会、学級活動などを通じて繰り返し指導します。
- ・不審者情報が入った場合は、速やかに保護者へ通知するとともに、学校配信メールや通信等で家庭での指導を呼びかけます。
- ・保護者にも、家庭における登下校・生活時の安全指導を継続的にお願いしています。
- ・不審者侵入を想定した訓練（児童・教職員）も実施します。

#### (4) 学校における日常的な対応

- ・児童玄関および職員玄関は必要に応じて施錠します。
- ・職員室には常時教職員がいるよう配置に配慮します。

### 6 校務用パソコンの使用について

校務用パソコンの使用に際しては、『日田市校務用パソコン運用管理ガイドライン（平成22年11月制定）』に基づき、情報管理を徹底し、適切に運用します。

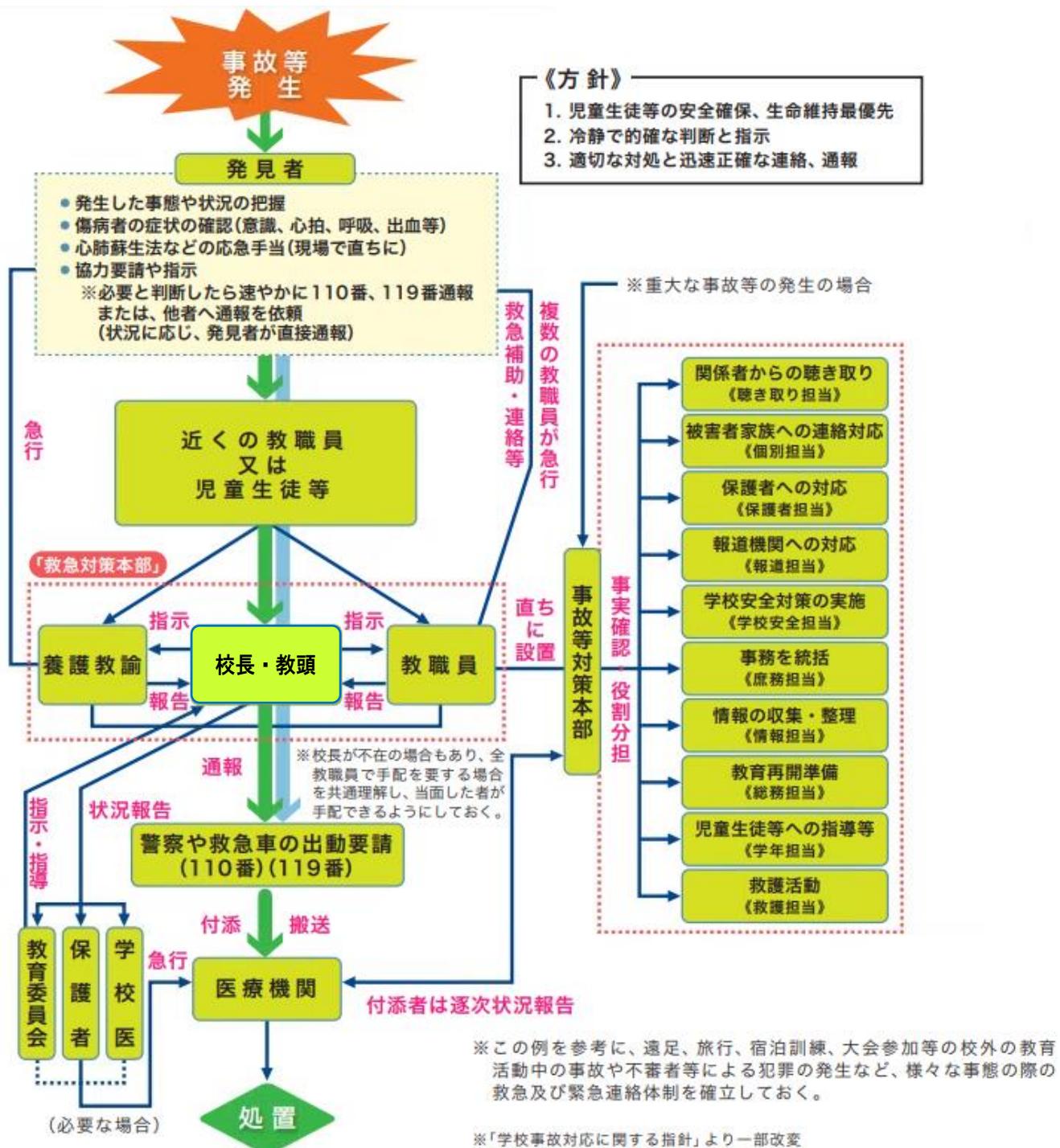
### III 発生時の危機管理（命を守る）

#### 1 事故等発生時の対応の基本

事故などにより傷病者を発見した場合には、第一発見者は被害児童の症状を確認し、近くにいる教職員や児童に応援を要請します。

そのうえで、状況に応じて速やかに止血や心肺蘇生などの応急手当を行い、症状の悪化を防ぐよう努めます。

##### (1) 事故等発生時の対処、救急及び緊急連絡体制



## (2) 手当の基本

- ① 観察の基本……周囲の状況観察、傷病者の観察、反応の確認
- ② 体位の基本……傷病者の寝かせ方（原則→水平）、意識がない場合は回復体位  
気道確保、保温・加温
- ③ 傷病者への接し方……傷病者への力づけ、安静、飲食物、感染防止
- ④ 現場での留意点……協力者、連絡・通報、傷病者の家族への連絡、搬送、記録
- ⑤ 一次救命処置……呼吸の確認（心停止の判断）、気道確保、胸骨圧迫（循環の整理）  
(B L S)  
A E D装着、心電図解析（電気ショックは必要か）、  
必要有る時には電気ショック 1回  
胸骨圧迫（救急隊に引き継ぐまで、または普段通りの呼吸や目的に  
あるしぐさが認められるまで続けます。）

### a. 周囲の安全確保

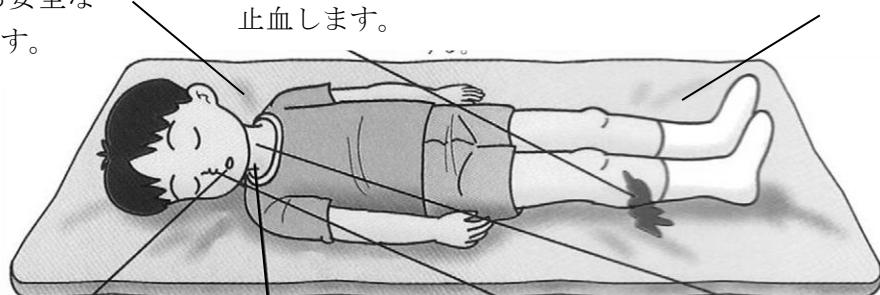
倒れている場所が安全  
かどうか確認します。  
危険な場所なら安全な  
場所に移動します。

### b. 出血の観察

出血があったらすぐ  
止血します。

### c. 救急車の要請

まず意識の有無を確認  
し、近くの人に協力を求  
め、救急車を呼びます。



### d. 口中の異物除去

口の中に何か詰まって  
いたら取り除く。  
血液や唾液は拭き取る。

### f. 呼吸の観察

呼吸をしていない場合は  
胸骨圧迫を行う  
(人工呼吸はしない)

### g. 救急車要請の判断 基準（次頁）

### e. 気道の確保

意識がないときは呼吸がしや  
すいように気道を確保する。

### 《意識状態の観察と判断》

呼びかけに反応（開眼・応答）がなければ  
意識障害があると考えて、大きな声で  
「誰か来て！」と救助を求め「119番」  
通報を依頼します。

### 《呼吸状態の観察と判断》

可能であれば負傷者を仰向けにし、気道を確保  
してから、  
①負傷者の胸部が動いているかどうか  
②負傷者の鼻や口に耳を近づけて呼吸音が聞こ  
えるかどうか  
③吐く息を顔に感じるかどうか  
を観察します。



## 2 救急車要請の判断基準

以下のような状況においては、ただちに 119 番通報し、救急車を要請するものとします。

### (1) 意識や呼吸に異常がある場合

- ・呼びかけに反応がない（意識がない）
- ・呼吸が苦しそう、または止まっている
- ・痙攣（けいれん）が止まらない、けいれん後も意識が戻らない

### (2) 出血や外傷が重度である場合

- ・大量出血が止まらない
- ・骨折の疑いが強く、痛みが強い、変形がある
- ・頭を強く打ち、吐き気や意識の混濁が見られる

### (3) 重度のアレルギーや発作等

- ・アナフィラキシーショック（蕁麻疹、呼吸困難、意識低下など）
- ・喘息発作が治まらない、吸入しても呼吸困難が続く

### (4) 热中症・脱水等の重度症状

- ・顔面蒼白・大量発汗・嘔吐・ふらつき・意識の混濁がある
- ・水分がとれず、ぐったりしている

### (5) その他、緊急性が高いと判断される場合

- ・児童の状態から、生命の危険や重大な後遺症が懸念される
- ・教職員が「救急車が必要」と即座に判断したとき

## 後頭部を強打した場合は、軽症に見えても慎重な判断が必要

後頭部を打った場合、たとえ直後に意識がはっきりしていても、脳内出血や脳  
しんとう、くも膜下出血などが数時間後に発症するリスクがあります。これを  
「遅発性症状」と呼びます。学校では原則として、

- ・意識の有無にかかわらず、後頭部の強い打撲は医療機関で診察を  
受けるよう保護者に連絡します。
- ・緊急性が高いと判断した場合には、救急要請をためらいません。

**迷ったときは、119で緊急搬送を要請します。**

### 3 火災対応

	担 当	対 応
発生前	担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日中休みまでには出欠の記入をしておきます。</li> <li>・日頃から静かに並んで教室移動させます。</li> <li>・合言葉「<u>おかしなもち</u>」の大しさを理解させておきます。 ※押さない・駆けない・しゃべらない・仲間から離れない・戻らない・近づかない</li> </ul>
発生時	発見者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災報知器を鳴らします。</li> <li>・火災の発生を職員室に報告します。</li> </ul>
	教頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送で指示「ただいま、火災報知器が感知しました。確認中です。子どもたちは落ち着いて次の指示を待ってください。」</li> <li>・火災現場の確認 (発見者の報告内容によっては「119番」通報と避難誘導を先にする)</li> <li>・消防署への通報「火事です。高瀬小学校です。ただいま○階○室から出火しています。消防車の出動をお願いします。児童の安否は現在確認中です。」</li> <li>・避難誘導「ただいま、校内で火災が発生しました。場所は○階○室です。子どもたちは先生の指示に従って、○○へ避難してください。繰り返します。」</li> </ul>
	職員室にいる職員	<p>教頭の指示により、以下の役割を担います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長への報告</li> <li>・初期消火</li> <li>・他の職員への連絡（避難指示等）</li> <li>・残留者の確認</li> <li>・消防車の誘導</li> </ul>
避難時	授業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最も安全な避難経路で児童をすばやく避難場所へ誘導します。</li> <li>・在籍児童の氏名が分かるものを持ち出します。</li> <li>・児童に避難経路及び避難場所を大声で指示します。</li> <li>・人数を確認し、児童を落ちさせ、指示に基づいて整然と避難させます。</li> <li>・「おかしなもち」を徹底させます。</li> <li>・身を低くし、ハンカチを口に当てさせます。</li> <li>・支援を要する児童の避難をサポートします。</li> </ul>
避難後	避難誘導者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整列させて名簿を基に人員確認し、教頭へ報告します。</li> </ul>
	各担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教頭の指示により、避難後の対応（下校連絡など）を行います。</li> </ul>

## 4 地震対応

	場所	対 応
<b>発生前</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日中休みまでには出欠の記入をしておきます。</li> <li>・日頃から静かに並んで教室移動させます。</li> <li>・「おかしなもち」の大事さを理解させておきます。</li> </ul>
<b>発生時</b>	教室では	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あわてて外へ飛び出しません。</li> <li>・すぐに机の下に潜ります。</li> <li>・机の脚の前と後ろをしっかりと握ります。</li> </ul>
	廊下では	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央にしゃがんで頭の上に手を載せます。</li> <li>・時間があれば、近くの教室の机の下に潜ります。</li> </ul>
	トイレでは	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すぐ、トイレのドアを開けます。</li> <li>・しゃがんで、頭の上に手を載せます。</li> <li>・慌てず、その場にじっとしておきます。</li> </ul>
	理科室・家庭科室では	<ul style="list-style-type: none"> <li>・慌てて飛び出しません。</li> <li>・火（コンロ・アルコールランプ）を消します。</li> <li>・熱湯に注意し、危険な道具（包丁等）から離れます。</li> <li>・薬品は流しへ運びます。</li> <li>・机の下に潜って、机の脚をしっかりと握ります。</li> <li>・机の下に潜れないときは、頭の上に本や手を載せてしゃがみます。</li> </ul>
	図書室では	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あわてて外へ飛び出しません。</li> <li>・本棚から離れます。</li> <li>・机の下に潜って、机の脚をしっかりと握ります。</li> <li>・机の下に潜れないときは、頭の上に本を載せてしゃがみます。</li> </ul>
	体育館では	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あわてて外へ飛び出しません。</li> <li>・窓ガラスや照明の下から離れます。</li> <li>・頭の上に手を載せてしゃがみます。</li> </ul>
	運動場では	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その場にしゃがみます。</li> </ul>
<b>避難時</b>	<b>地震がおさまったら火災時の要領で避難します。</b>	

## 5 台風・大雨・積雪等の自然災害対応

### (1) 学校管理下以外

迅速かつ正確な情報収集	<p>前 日 校長は、台風接近予報・暴風警報・大雨洪水警報発令により、臨時休業を準備します。また、近隣小・中学校と情報を交換します。</p> <p>教頭は、校長の指示をうけ、気象情報・市避難状況を整理するとともに、校区内に教職員を派遣し、校区内の河川および周辺、通学路の確認により情報収集します。</p> <p>当日朝 教頭・教務は学校で情報を収集します。</p> <p>※教頭は、校区内の河川および周辺、通学路の確認を行います。</p> <p>※近隣小・中学校との情報交換 → 校長</p> <p>※地区情報提供者（各町内委員長）からの情報提供窓口 → 教頭</p> <p>※各家庭から届く情報の整理・集約 → 教務</p>
	<p><b>気象情報</b>（大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・テレビ（データ放送）、インターネット（雨雲レーダー）、携帯電話、防災ラジオ</li></ul> <p><b>市避難情報</b>（避難準備情報、避難勧告、避難指示）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・日田市ホームページ、ひた防災メール、防災ラジオ</li></ul> <p><b>通学路安全点検(地域の情報)等</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電話での聴取（地区情報提供者、自治会長等、家庭）</li></ul> <p>※安全確保のため、教職員による巡回は行いません。</p>
的確な判断	<p>前 日 校長が台風接近予報・暴風警報・大雨洪水警報発令により、臨時休業を判断・決定。</p> <p>教頭は保護者への通知を準備。あわせて、児童への連絡内容を確認。</p> <p>生徒指導主任は、下校時・休校時の生活についての全校放送を準備。</p> <p>生徒指導主任は、一斉下校に備えての下校指導体制の確認・指示。</p> <p>当日朝 校長が台風接近予報・暴風警報・大雨洪水警報発令により、朝 6 時 30 分までに状況に応じて臨時休業を決定。</p>
迅速かつ的確な伝達	<p>前 日 教頭が保護者あて通知文書を作成。担任は通知文書をもとに学級指導します。</p> <p>生徒指導主任は全校放送で臨時休校中の注意等を確認します。</p> <p>学校情報携帯メールを送信して周知します。</p> <p>当日朝 教頭は、学校配信メール及び町内連絡網で臨時休業を確實に周知します。</p> <p>※学校から休校等の連絡がない場合であっても、気象状況や通学路の危険が予測される場合には、保護者のご判断により、個人または地域単位で登校を控えていただいてかまいません。その際は、必ず学校までご連絡ください。該当する欠席については、欠席扱いとはいたしません。</p>

## (2) 学校管理下

<b>迅速かつ正確な情報収集</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校内における安全確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>・教頭・担任外の教職員で校舎内外を点検、また担任は児童の教室待機、また事後の対応についての指導をします。</li> </ul> <p>※落ち着いた対応をこころがけさせます。</p> <p>合言葉「おかしなもち…押さない・駆けない・しゃべらない・仲間から離れない・戻らない・近づかない」</p> </li> <li>○ 安全な下校           <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報（ナウキャスト）・市避難情報等を整理して共有、全体に確実に周知。</li> <li>・事前に職員が校区内に出向き、通学路を中心とした危険個所を確認。</li> <li>・町内情報提供者や自治会長等に連絡をとり、各町内の状況を把握。</li> <li>・市教育委員会に自校の対応について報告、また近隣小・中学校と情報交換。</li> <li>・安全下校を指導する個所と職員配置を準備。</li> <li>・日田市学校情報携帯メールにて、保護者・地域に情報を配信し周知。</li> </ul> </li> </ul>
<b>的確な判断</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校内における安全確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報・市避難情報等から児童を2階以上校舎等安全な場所で待機させます。</li> <li>・児童の安全確保を第一に考え、下校をさせるか、また学校待機させるか、さらには保護者に迎えを依頼し、確実な引き渡しを行って下校させるかを判断し対応します。</li> </ul> </li> <li>○ 安全な下校           <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職は、通学路の安全が確保されていることを確認して児童を下校させます。</li> <li>・記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報が発令されれば、必ず学校待機とします。</li> <li>・気象情報・市避難情報等を整理して、安全・確実な下校時刻を決定します。</li> </ul> </li> </ul>
<b>迅速かつ的確な伝達</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者への連絡           <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、学校情報携帯メールで連絡を行います。状況に応じてはメールの着信に気づかないことが考えられるので、各町内役員による連絡で周知していただきます。</li> <li>・通常の連絡が不能な場合は、「災害伝言版・災害伝言ダイヤル」を利用します。</li> </ul> <p>※ 保護者への引渡しについては、引き渡し要綱に記載しています。</p> </li> </ul>

## 6 熱中症対応

### (1) 熱中症とは

熱中症とは、暑熱環境により身体に生じるさまざまな障がいの総称です。

病型はいくつかに分類されますが、なかでも重症型である「熱射病」は、適切な処置が遅れた場合に高体温から多臓器不全を引き起こし、死亡に至る可能性が高くなります。学校における熱中症による死亡事故のほとんどは、**体育・スポーツ活動中に発生**しており、必ずしも高温時に限らず、気温 25~30℃程度でも湿度が高い場合には注意が必要です。

熱失神	炎天下にじっとしていたり、急に立ち上がったとき、または運動後などに起こります。皮膚の血管が拡張し、下肢に血液が溜まって血圧が低下し、脳への血流が減ることによってめまいや一時的な失神が生じます。 → 足を高くして寝かせることで、通常は速やかに回復します。
熱けいれん	大量に発汗した後、水だけを補給した場合に、 <b>血液中の塩分濃度が低下して発症</b> します。 <b>四肢や腹筋などの筋肉にけいれんや痛みが現れます。</b> → 濃いめの塩分補給（生理食塩水 0.9% など）や点滴で改善します。
熱疲労	脱水症状が原因で、 <b>全身の倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛などが見られます。</b> → <b>水分と塩分を適切に補給すること（例：0.2%の食塩水やスポーツドリンク）で回復することが一般的です。</b>
熱射病	<b>高体温と意識障害が主な特徴</b> であり、意識は混濁した状態から昏睡まで様々です。脱水が背景にあることが多く、 <b>多臓器障害を伴うため、死亡率が高い重篤な状態</b> です。 → <b>早期の体温低下が救命の鍵</b> となります。速やかに救急車を要請し、冷却処置を直ちに開始する必要があります。

### (2) 熱中症が起こりやすい条件

- 前日までに比べ、急に気温が上がった場合
- 梅雨明けしたばかりの時
- 気温はそれほどなくとも、湿度が高い場合
- 活動場所が、アスファルトなどの人工面で覆われているところや草が生えていない裸地、砂の上などの場合
- ふだんの活動場所とは異なった場所での場合
- 休み明け、練習の初日
- 練習が連日続いた時の最終日前後

### (3) 熱中症予防の原則

#### ① 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと

暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にするようにし、休憩を頻繁に入れ、こまめに水分を補給します。W B G T 等により環境温度の測定を行い、「熱中症予防運動指針」を参考に運動を行います。

#### ② 暑さに徐々に慣らしていくこと

熱中症は、梅雨明け直後など、急に気温が高くなった時期に多く発生する傾向があります。また、**夏以外の季節**でも急に暑くなることで発症することがあるため、季節にかかわらず注意が必要です。これは、体がまだ暑さに慣れていない（暑熱順化ができていない）状態であることが原因です。そのため、急に暑くなった日には運動の強度を抑えるなどして、徐々に暑さに慣らしていく配慮が求められます。

### ③ 個人の条件を考慮すること

- 児童一人ひとりの体調や体格に応じて、運動内容や活動量を調整するようにします。特に、以下のような児童については、熱中症リスクが高いため、特別な配慮が必要です。
- ・ 肥満傾向の児童
  - ・ 体力が低下している児童
  - ・ 暑さに慣れていない児童

これらの児童には、運動量の軽減、水分補給の徹底、こまめな休憩の確保など、十分な予防措置を講じるようにします。

また、運動前の体調チェックや、活動中の健康観察を行い、発熱・下痢・倦怠感・睡眠不足・疲労などの症状がある場合は、無理をさせず、必要に応じて運動を中止させる判断を行います。

### ④ 服装に気をつけること

熱中症予防のためには、服装にも十分な注意が必要です。

児童には吸湿性・通気性に優れた軽装を心がけさせるとともに、帽子を着用させて直射日光を防ぐよう指導します。

### ⑤ 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること

#### (4) 热中症予防運動指針

- WBGTを測定し、熱中症予防運動指針に照らして適切な活動を行うよう指導します。
- 児童の実際の活動場所でのWBGTを測定できるように、携帯型の熱中症指数計を常備します。屋外活動の際は、指導者は持ち出して使用します。
- 休み時間前に、養護教諭は校庭でWBGTを測定し、その結果を職員室に報告します。必要ある時は、休み時間の過ごし方について掲示板で周知します。

WBGT 31℃ 以上	<b>危険</b> (運動は原則中止)	特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
WBGT 28℃ 以上	<b>厳重警戒</b> (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息を取り水分・塩分の補給を行う。
WBGT 25℃ 以上	<b>警戒</b> (積極的に休息)	熱中症の危険が増すので、積極的に休息を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
WBGT 21℃ 以上	<b>注意</b> (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
WBGT 21℃ 未満	<b>ほぼ安全</b> (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

- 水泳学習についても、環境条件を定めて適切に実施します。

〈上限温度目安〉

- ・水温+気温が65℃以上は水泳に適さない！

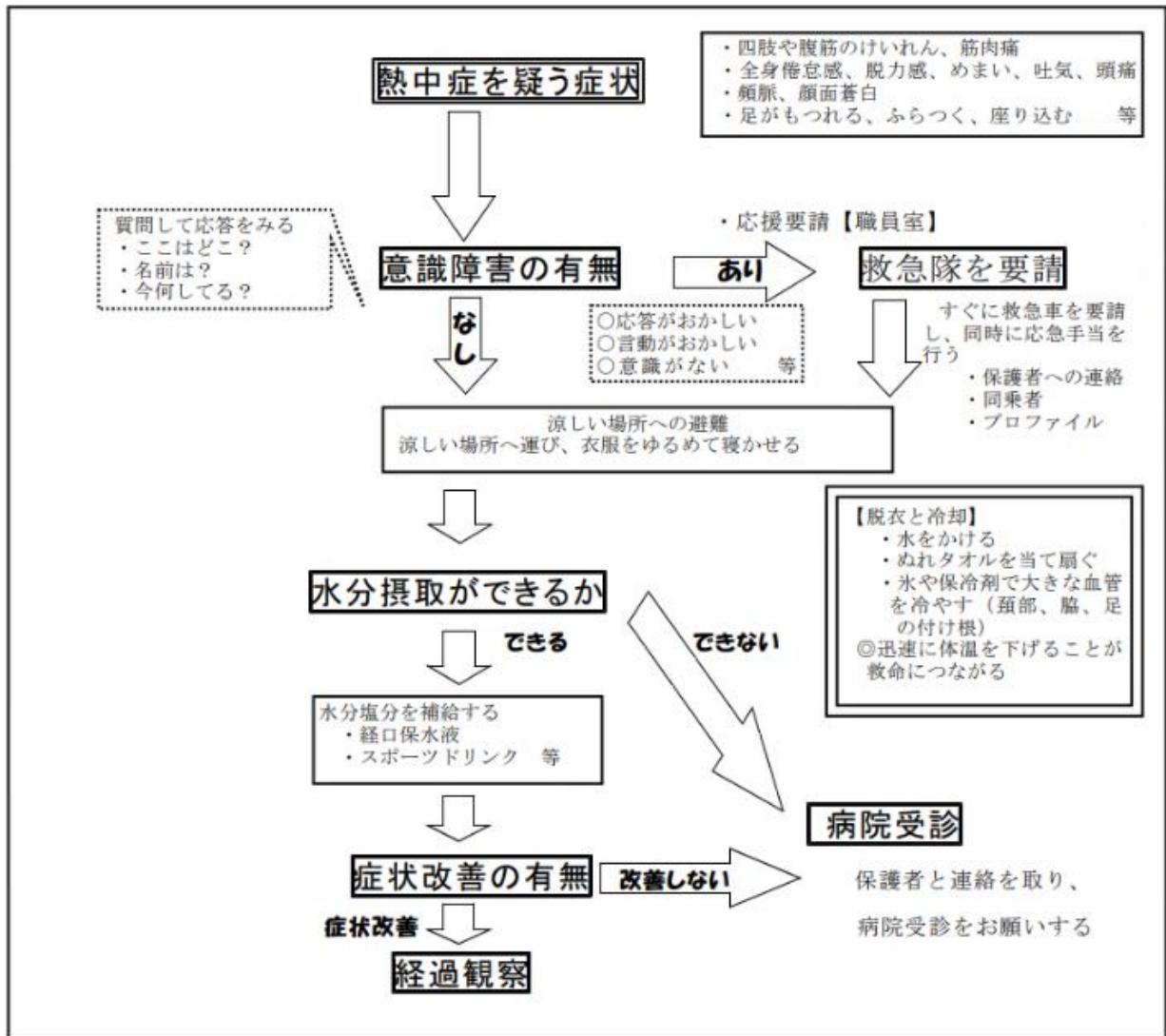
(ホースでの給水を行い、水温を下げる。活動時間の短縮)

〈熱中症指数に注意！〉

- ・こまめな水分補給と休憩をとる。

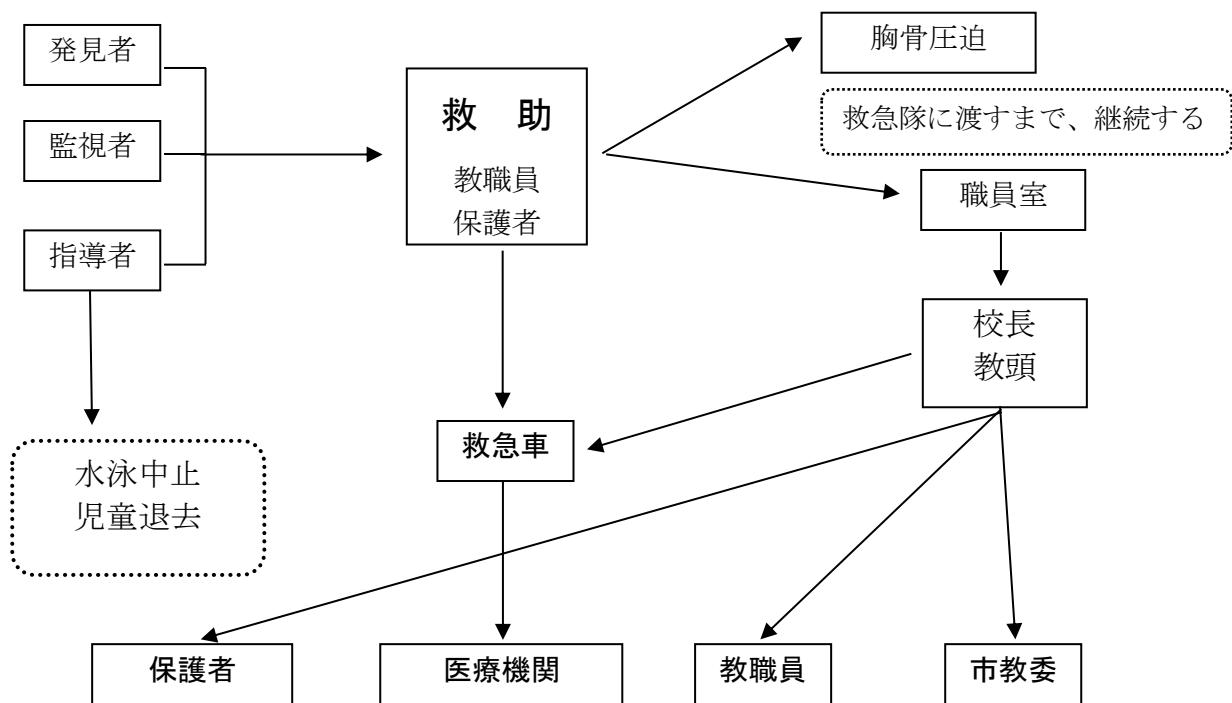
- ・「危険・運動中止」では、水の中の活動であっても活動を短縮・中止する。

## (5) 热中症対応フロー



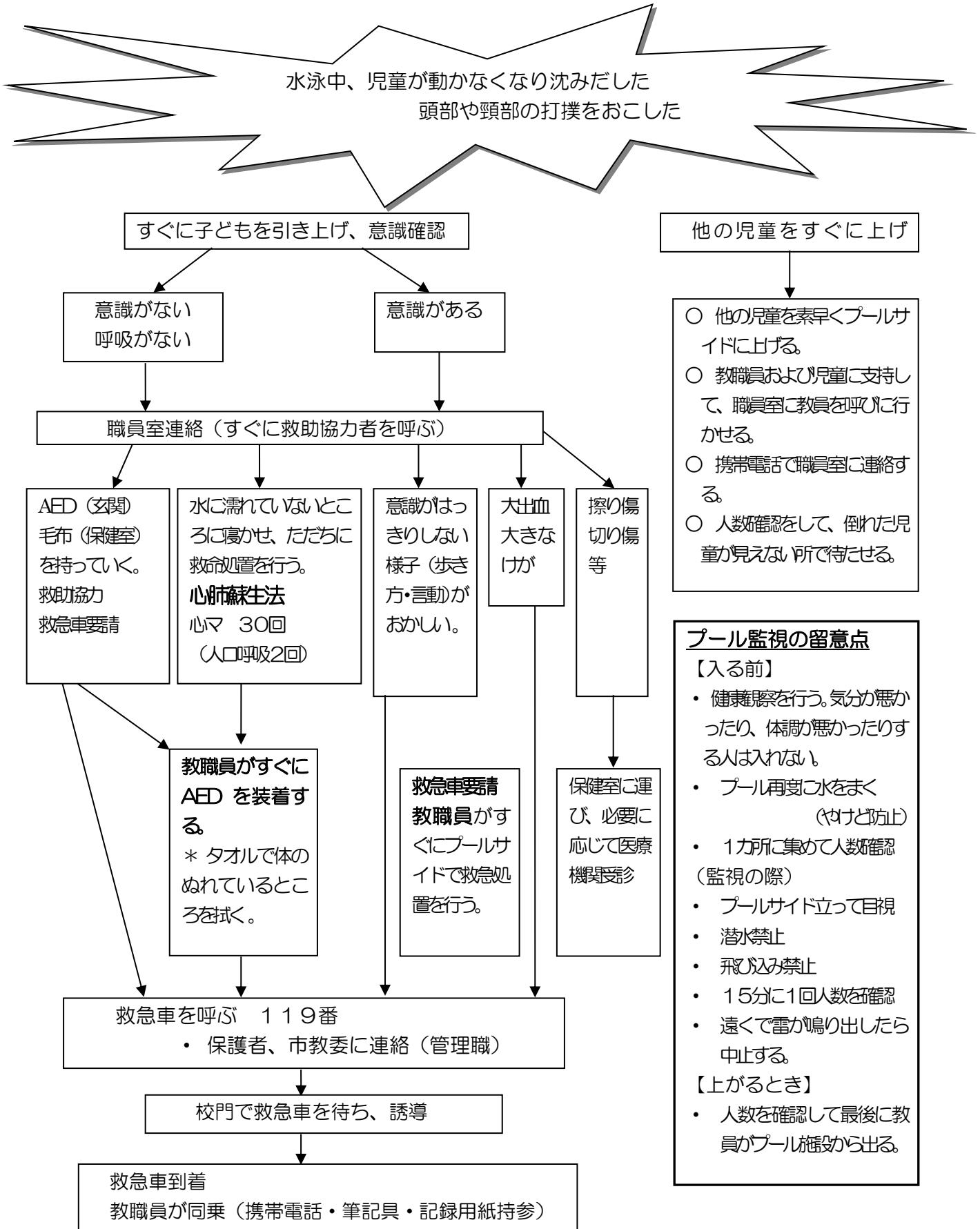
独立行政法人日本スポーツ振興センター「熱中症を予防しよう」参照

## 7 プール事故対応



- プールを使用する際は、AED および携帯電話を所持しておきます。
- 事故があった場合は、職員室（急を要する場合はその場で119）に連絡を行い、受けた教職員が必要に応じて救急車を要請します。その時、他の教職員がプールに急行します。
- 病院へは、担任と養護教諭（2名）が随行します。
- 事故の事実確認をします。
- AED 救命救急法の事前研修を実施します。

# プールでの事故発生時の対応



## 8 食物アレルギー症状発生時の対応

### 1 緊急対応

- ◇症状の確認及び応急手当（養護教諭または発見者）
  - ・誤食の有無を確認
  - ・症状の程度の確認とその場でできる応急手当を施す。
  - \*エピペン等が処方されている児童の場合、持続する強い咳き込み、呼吸困難、繰り返し吐き続ける等の症状のときは、躊躇せずエピペン等を使用。  
その際は、体を押さえ、動かないようにします。
- ◇管理職や養護教諭に連絡（他の教職員）
  - ・管理職への連絡及び養護教諭の現場への急行を依頼。
- ◇A E Dと担架の準備（他の教職員）
  - ・A E Dと担架の用意を近くの教職員に依頼。
- ◇症状の程度、経過等の観察（養護教諭や教職員で常に確認できる体制づくり）
  - ・全身の赤みやじんま疹、強い痒み、咳を繰り返す、喉の痒み、嘔吐や下痢等の症状・・・直ちに医療機関へ
  - \*児童を病院等に連れて行く場合は、かかりつけの有無を保護者に確認。  
また、教職員の自家用車使用は避け、タクシーなどの交通機関を利用。
  - ・呼吸困難、繰り返し吐き続ける等の症状・・・直ちに救急車を要請
- ◇救急車の要請（管理職または他の教職員）
  - ・病院には養護教諭も同乗し、状況説明。
  - ・携帯電話や連絡簿等を携行。

### 2 他の児童の安全確保

- ◇他の児童の安全確保（他の教職員）
  - ・周囲の児童の動搖を鎮め、不安を除去。

### 3 保護者への連絡

- ◇保護者への連絡（担任）
  - ・状況を説明し、病院へ運ばれた場合は病院名等を説明。

### 4 関係機関への連絡

- ◇教育委員会への連絡（管理職）
  - ・事故発生後、第一報を入れ、助言を得ます。
- ◇警察への連絡（管理職が、必要に応じて）

### 5 事故発生時の状況確認

- ◇事故発生時の状況確認（管理職）
  - ・現場にいた教職員及び周囲の児童から情報を収集。
  - ・収集した情報により事実をまとめ、管理職に迅速に報告。

### 6 管理職及び教職員との協議

- ◇緊急対策会議の開催（管理職）
  - ・事故発生の状況を把握、対応策を検討。
- ◇緊急職員会議の開催（管理職）
  - ・全教職員が共通理解を図り、役割分担に従って対応。
- ◇緊急の役員会及び臨時育友会総会の開催（管理職）
  - ・育友会役員に連絡し、開催の有無を検討。

### 7 再発防止のための児童への指導

- ◇事後指導（養護教諭）
  - ・全校集会等で事故の原因等を説明し、事故防止に向けた対応策を指導。

### 8 当該児童や保護者への対応

- ◇当該児童へ（養護教諭、S C）
  - ・学級担任等が定期的に見舞うようにし、カウンセリング等の心のケアを継続。
  - ・治療後の各教科等の指導に遅れが出ないように配慮。
- ◇当該児童の保護者へ（養護教諭）
  - ・スポーツ振興センターへの手続きを説明、事務処理を速やかに行います。
  - ・長期にわたる場合でも誠意を持って継続して対応。

## 9 学校給食における異物混入への対応

### (1) 混入異物の種別基準

異物	レベル	区分	具体的な物質
非危険異物	1	異物自体は不快であり、衛生的ではないが、健康への影響が少ないとと思われる異物	毛髪、繊維、ビニール片、植物の皮や殻、衛生害虫以外の虫等
危険異物	2	喫食することにより、健康への影響が大きいと思われる異物 非危険異物（レベル1）であっても、鋭利なものや大量に混入された物	衛生害虫（ゴキブリ、ハエ等）、ネズミの糞、異常な変色や異味異臭・カビ等
	3	喫食することにより、生命に深刻な影響を与える異物	ガラス片、金属片、針、鋭利なプラスチック片、薬品類等

※原則として、原料そのものに由来する物質や、食品の変色部分等は、「異物」に含みません。ただし、形状や大きさによっては、異物と同様に扱います。

※異物の判断が困難な場合も、校長に確認します。

### (2) 学校の対応

#### 【未然防止】

- ① 学級担任等は、給食の配食を行う児童に対し、清潔なエプロンとマスクを着用し、衛生的な服装で食器及び食品を扱うように指導します。
- ② 学級担任等は、給食の配膳時には、配膳台や児童生徒の机の上の物や、各教室で使用している画鉛やホッピキスの針など整理整頓し、異物混入防止に努めます。

#### 【初期対応】

- ① 学級担任等は 異物混入等が発生した場合は、校長に速やかに報告します。
- ② 校長は、校内すべての給食の安全確認を行うとともに健康被害の有無や状況等を確認し、「給食の中止」「給食の中断」「給食の交換」等の判断を指示します。  
※「給食の中止・中断」・・・危険異物混入または、健康被害有り  
「給食の交換」.....対象者が限定される場合  
「異物を除去し給食を実施」.....非危険異物の混入
- ③ 校長は、健康被害のあった場合は最優先に児童の安全確保を行い、被害者が児童の場合はその保護者へ連絡します。
- ④ 校長は、直ちに提供元の日田市学校給食センターへ異物混入事案について連絡し、対応についての指示を受けます。
- ⑤ 校長は、指示内容によっては全教職員に周知し、連絡窓口を一本化するなど連絡体制を確立させます。
- ⑥ 給食後に身体の異常を訴える児童がいた場合、校長は直ちに児童に対処するとともに、日田市学校給食センターへ連絡します。
- ⑦ 校長は、発見した異物を現状のまま保管します（廃棄や他のものと混在しません）。

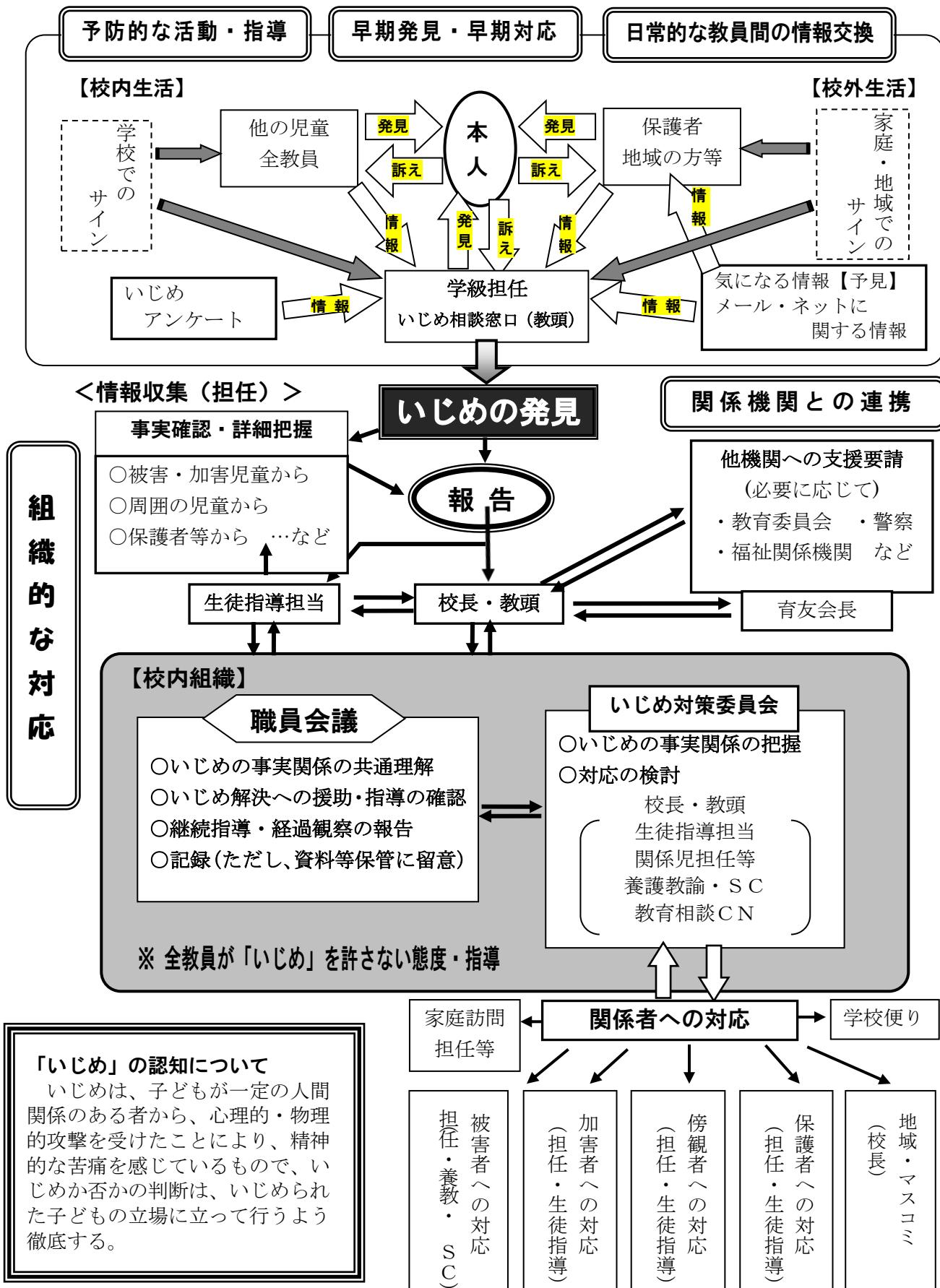
#### 【経過記録の作成等】

- ① 校長は、当該児童並びにその他の児童から状況を聴取し、発生状況や対応状況等の経過を記録します。
- ② 校長は、発見した異物を日田市学校給食センター職員に渡します。

#### 【保護者への周知】

- ① 校長は、必要に応じて、当該児童並びにその保護者に対し異物等の混入発生について電話や文書等により連絡を行います（この場合、学校給食課と協議します）。

## 10 いじめ等対応



## 1.1 不登校対策

学校教育目標	よりよい答えを求めて、ともに学び続ける高瀬っ子を育てる
--------	-----------------------------

重点目標	気持ちや考えを尊重し合う
------	--------------

重点的取組	取組指標
<p><b>&lt;未然防止&gt;</b></p> <p>①みえるにこにこ☆プロジェクト @チーム（縦割り班での清掃、集会、遊び） @「スマイルタイム」（人間関係づくりプロジェクト） @教育漫才（150周年記念事業）</p> <p>②みえるこころ☆プロジェクト @人権集会 @「笑顔の花」（友だちのよさ見つけ） @「ハッピー郵便」（感謝を届ける） @親子読書</p>	<p><b>&lt;未然防止&gt;</b></p> <p>①みえるにこにこ☆プロジェクト @チーム（毎日の清掃等） @「スマイルタイム」（毎週木曜日） @教育漫才（11月に向けての取組）</p> <p>②みえるこころ☆プロジェクト @人権集会（全校学期1回） @「笑顔の花」（学級常時活動） @「ハッピー郵便」（全校学期1回） @親子読書（毎月）</p>
<p><b>&lt;初期対応&gt;</b></p> <p>①『あったかハート1・2・3』 日田市ルールの徹底と、欠席3日以上で氏名をセンター連絡</p> <p>②欠席児童と保護者への懇切な支援</p>	<p><b>&lt;初期対応&gt;</b></p> <p>①『あったかハート1・2・3』 ・学期初め日田市ルール、家庭訪問の確認 ・担当者による月末確認、連絡 ・3日以上欠席者の氏名連絡</p> <p>②欠席児童と保護者への懇切な支援 ・児童の欠席時の家庭訪問の実施 ・気にかかる児童への組織的支援のためのケース会議の実施</p>
<p><b>&lt;学校復帰支援&gt;</b></p> <p>①各関係機関との連携</p> <p>②ケース会議の実施</p> <p>③SC、SSWと連携した校内支援体制の構築</p>	<p><b>&lt;学校復帰支援&gt;</b></p> <p>①各関係機関との連携 ・臨床心理士を含んだケース会議の実施 ・臨床心理士によるカウンセリングの実施 ・心の相談員の活用 ・子ども未来室等との連携</p> <p>②ケース会議の実施 ・児童の実態に応じた支援計画の作成</p> <p>③SC、SSWと連携した校内支援体制の構築 ・SCによるカウンセリング実施、支援体制の構築</p>

連携する機関	・(市)教育センター・(市)福祉保健課子ども未来室・Beeすけっと・中津児童相談所 ・西部保健所・日田署生活安全課
--------	--

備考欄	・主任児童委員、民主委員、スクールサポーターとの連携
-----	----------------------------

## 12 不審者対応

マニュアルどおりにはいかないことが多いので、一例として確認します。休み時間は、児童昇降口が開錠された状態になるので不審者侵入が有り得えます。また、教職員がついておらず、児童が自分の力で判断・行動する状況になるので、事前指導を十分に行っておきます。

【想定される場面】 とき 授業中、休み時間、給食時間、清掃時間、放課後、登下校中  
場所 教室、体育館、運動場

流れ	担当	対応例	留意点
発見 ↓	発見者	<ul style="list-style-type: none"> <li>不審者に対する声かけ。 「どなた様ですか」 「どんなご用でしょうか」 「職員玄関で受付を願います」 「ご用のない方は校舎内へは入れません」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不審者かどうかしっかりと見極め、特徴を把握する。</li> <li>相手と1~1.5mの距離をとって安全を図る。</li> <li>所持品等に注意する。</li> <li>訪問理由や受付要請をする。理由がある場合は職員室で対応する。</li> <li>言葉や態度に気をつけながら退去を求める。</li> </ul>
管理職へ報告 ↓	発見者 教頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員室へ緊急事態の発生を報告。</li> <li>発見者から、不審者の特徴（人数、性別、凶器等の種類、発火性物質等の所持、言動や態度等）を確認。</li> <li>警察に通報。</li> <li>職員室にいる教職員に役割を指示。 校長への報告、不審者対応、次の対応指示まで待機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察への通報に際しては、不審者の特徴を把握して行う。</li> <li>さす叉などを持ち、警察署員の到着まで、不審者の移動を阻止する。</li> </ul>
教室での初期対応 ↓	教頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内放送で授業者に指示。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>校内放送「お客様が見えました。全校のみなさんは連絡があるまで教室で待機してください。」</b></li> <li>暗号で緊急事態が発生したことを知らせる。</li> <li>声を抑え、冷静に指示する。</li> <li>教室内でバリケードを作ることもある。</li> </ul>
伝達係	授業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童を教室中央に集め、教室の鍵を掛け、待機。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全学級の授業場所を確認し、分担。</li> <li>各学級の授業者に対し、<b>個別に小声で伝達</b>。</li> <li>直接、インターhosnの両方で伝達。</li> </ul>
避難 ↓	授業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童の人数を確認し、静かに運動場へ誘導。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不審者の居場所を確認し、遠ざけながら指示された場所まで避難させる。</li> <li>上履きのまま外へ出す。</li> <li>「押さない」「走らない」「しゃべらない」「もどらない」を守らせる。</li> </ul>
伝達係		<ul style="list-style-type: none"> <li>逃げ遅れの児童がいないかトイレ等を確認しながら自らも避難。</li> </ul>	
避難完了 ↓	授業者 教頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童を確認し、教頭へ報告。</li> <li>教頭は児童の安否を確認し、校長に報告。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プール前にプールの方を見て整列、腰を下ろさせる。</li> <li><b>授業者「〇年〇名 全員います。けがはありません。」</b></li> </ul>
養教		<ul style="list-style-type: none"> <li>負傷した児童、教職員に対し、応急処置。</li> </ul>	
不審者確保 ↓	不審者対応者	<ul style="list-style-type: none"> <li>さす又や身近な物を用いて、不審者の移動を阻止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不審者が発火性物質等を持っているような場合、分担して消火器の準備も行う。</li> </ul>
避難後	教頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者引き渡しによる下校指導を指示。</li> <li>事後のメンタルケアについて指示。</li> </ul>	

## 1.3 不当要求への対応について

### (1) 基本的心構え

#### ① 不当・理不尽な要求には、毅然とした姿勢で対応します。

相手に対して社交辞令や世間體を気にして安易に妥協せず、最初から明確に拒否の意志を示します。

#### ② 常に平常心を保ち、冷静に対応します。

恐れたり、感情的になったりせず、落ち着いて対処します。

#### ③ 関係者間での緊密な連携を図ります。

対応の方針は、窓口担当者や責任者など関係者間で統一しておきます。

#### ④ 警察との連携も視野に入れます。

暴力的な言動が見られたり、不安を感じたりした場合には、ためらわずに警察に連絡・相談します。

### (2) 電話での対処要領

#### ① 相手と要件の確認を行います。

氏名・団体名・所在地・電話番号・要件を丁寧に確認します。

#### ② いきなり校長を出さない対応を徹底します。

「責任者を出せ」などの要求があっても、最初から校長を前面に出さず、管理責任者等が一次対応します。

#### ③ 意思表示は明確に行います。

購入などの意志がない場合は、「購入の意志はありません。お断りいたします。」と、はっきりと伝えます。

※「検討します」「考えておきます」などの曖昧な表現は避けます。

#### ④ 長時間の通話は避けます。

明確な意思表示の後は、「業務に支障が出ますので失礼いたします」などの表現で、早めに通話を終了します。

#### ⑤ 電話内容の記録を残します。

可能な場合は録音または詳細なメモを取り、脅迫的な内容があった場合は警察に報告できるよう証拠を確保します。

### (3) 面接での対処要領

#### ① 来校時に、相手の確認を行います。

職員玄関等で、相手の氏名・団体名・所在地・用件を確認します。

#### ② 複数人数で対応し、役割を分担します。

交渉係・記録係・人相等の特徴を記憶する係などをあらかじめ決め、**相手の人数より多い教職員で対応するようにします。**

#### ③ 対応場所は公開性のある場を選びます。

原則として個室は避け、他の教職員や来校者から見える場所で対応します。

#### ④ 要件の聞き取りと明確な拒否の意思表示を行います。

用件を確認した後、購入等の意志がない場合は「購入の意志はありませんのでお引き取りください」と、**明確かつ毅然と対応します。**

※「また来てください」「検討しておきます」といった曖昧な言葉は使いません。

#### ⑤ 面接時間を制限します。

執拗に居座る場合は、「これ以上の対応は業務に支障をきたしますので、お引き取りください」と伝え、再三の退去勧告にも応じない場合は警察に通報します。

#### ⑥ 証拠の確保を行います。

万が一に備え、カメラやボイスレコーダー等を活用して証拠化の準備を行います。

## 14 体罰・不適切指導への対応

### (1) 体罰の定義と禁止

体罰とは、児童の行為に対する罰として教職員が身体に苦痛を与える行為を指し、教育基本法・学校教育法等により厳に禁止されている行為です。

また、身体的苦痛を伴わない場合でも、精神的苦痛を与える威圧的な言動や、不適切な指導も重大な問題とされます。

本校では、児童の人格を尊重し、体罰や不適切指導は一切行わないことを基本方針とします。

### (2) 体罰・不適切指導とされるおそれのある行為

次のような行為は、体罰または不適切指導と判断される可能性があります。

- ・平手で叩く、突き飛ばす、つねる、物で打つなどの直接的な暴力行為
- ・大声で怒鳴る、威圧的な態度で執拗に叱責するなどの精神的圧力
- ・長時間立たせる、廊下に出す、特定の姿勢を強要するなどの肉体的・心理的拘束行為
- ・「○○をしないと○○させる」などの脅しによる指導

これらの行為は、たとえ「指導」のつもりであっても、児童や保護者が体罰・不適切と受け取れば、学校の信頼を損なう行為となり得ます。

### (3) 未然防止に向けた取組

年間を通じて、体罰・不適切指導に関する教職員研修を実施し、適切な児童理解と指導技術の向上を図ります。

校内での指導に関しては、日頃から学年・職員間での共通理解や情報共有を行うことに努めます。

指導に不安を感じた場合は、管理職や養護教諭・スクールカウンセラー等に相談し、冷静に対応します。

### (4) 体罰が疑われる事案発生時の対応

教職員による体罰または不適切な指導があった、またはその疑いがある場合には、速やかかつ的確に対応する必要があります。対応を誤った場合、児童の心身に深刻な影響を与えるばかりか、保護者との信頼関係や学校の社会的信用にも重大な損失を招く恐れがあります。以下の手順に従い、冷静かつ誠実な対応を徹底します。

#### ① 管理職への速やかな報告

事案が発生した場合、またはその可能性があると判断された場合には、該当職員は速やかに校長または教頭へ報告し、状況を事実に基づいて正確に説明します。

他の職員が事案を把握した場合も、速やかに管理職に報告します。

#### ② 校内での事実確認と関係者からの聞き取り

校長（または教頭、教育相談コーディネーター）は、当該職員、被害を受けた児童、学級担任、目撃者など、関係するすべての教職員・児童からの聞き取りを行い、状況の客観的把握に努めます。

児童への聞き取りは、年齢や心理的配慮を十分に行い、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等と連携して慎重に行います。

### ③ 教育委員会への報告

事実確認がなされた時点で、速やかに教育委員会へ報告を行い、今後の対応について指示・助言を仰ぎます。

疑いの段階であっても、学校判断で早期に相談を行うことが望まれます。

### ④ 被害児童・保護者への対応

- ・被害を受けた児童に対しては、心身のケアと安全確保に配慮した対応を行います。必要に応じて養護教諭・スクールカウンセラー・外部専門機関との連携も検討します。
- ・保護者に対しては、事実関係を丁寧に説明し、誠実に謝罪するとともに、再発防止に向けた具体的な取り組みを説明します。
- ・保護者からの申し入れや疑問に対しても、誠意ある姿勢で対応し、書面での回答を求められた場合には適切に対応します。

### ⑤ 校内での再発防止策の検討・実施

- ・校内において当該事案を共有し、組織としての責任を認識した上で再発防止策を検討・実施します。
- ・必要に応じて、校内研修や指導体制の見直し、指導記録の運用強化などを行います。

### ⑥ 外部機関との連携・対応

- ・事案が重大であると判断される場合（身体的被害が大きい、継続的である、保護者からの強い申し立てがある等）は、第三者機関や弁護士などへの相談も検討します。
- ・警察・児童相談所など関係機関と連携し、必要に応じて法的手続きをとることも視野に入れます。

## （5）体罰の未然防止に向けた視点と取組

児童の行動に対して適切に対応し、体罰や不適切な指導を未然に防ぐためには、教職員一人ひとりが自身の指導態度を振り返り、感情のコントロールや行動支援の考え方を日常的に意識することが重要です。

### ① アンガーマネジメントの視点

教職員が怒りの感情を自覚し、適切にコントロールする力を養うことは、体罰の未然防止に直結します。

- ・怒りを感じたときは6秒間反応を保留し、冷静な判断を優先する習慣を身につけます。
- ・怒りの背景には、\*\*「～であるべき」「～してはならない」\*\*という強い価値観や期待があることを理解し、自分自身の感情を客観視する力を養います。
- ・指導の場面では、感情ではなく目的（行動の改善）に焦点を当てることが大切です。

### ② ポジティブ行動支援（PBS）の考え方

児童の問題行動に対して罰や叱責で対応するのではなく、望ましい行動を引き出す支援的な指導を行うことが、結果的に問題行動の減少につながります。

- ・問題行動の背景にある要因（環境・心身の状態・対人関係等）を把握し、行動の目的や理由を理解した上で支援策を考えます。
- ・小さな良い行動を見逃さず、肯定的な声かけやフィードバックを積極的に行い、自己肯定感を育みます。
- ・共通のルールや指導方針を学年・学級・学校全体で共有し、指導の一貫性を保ちます。

## 15 教職員の交通事故対応

### (1) 事故現場での処置

交通事故を起こした際は、加害者は動転し、瞬時に適切な判断ができなくなることがあります。しかし、その後の初期対応を誤ると、自らの立場を不利にするだけでなく、被害を拡大させることにもつながります。

運転者として、被害を最小限にとどめるため、以下の手順に従って冷静に対応します。

#### ① 車を停車する

事故を起こしたら、速やかに車両を道路の左側に安全に停車させます。その後、現場の状況を確認し、被害者の有無や物損の程度などを把握します。

#### ② 被害者の救護

被害者が負傷している場合は、すぐに救護にあたります。重傷が疑われる場合は、ただちに119番通報し、救急車を要請します。被害者がさらに二次被害に遭わないよう、安全な場所へ移動させるなどの配慮も行います。

#### ③ 道路上の危険防止

対物事故などで車の部品やガラスが路上に散乱している場合には、通行車両への危険を防ぐため、速やかに取り除きます。可能であれば、事故現場の状況をカメラで撮影しておきます。

#### ④ 警察への通報

被害者の救護と危険防止の措置を終えたら、ただちに警察に事故の状況を報告します。

##### 【警察に報告すべき事項】

- ・事故の発生日時および場所
- ・死傷者の有無およびその程度
- ・損壊物および損壊の程度
- ・現場で講じた措置の内容

#### ⑤ 保険会社への報告

加入している自動車保険会社に事故の発生を報告し、必要な手続きを行います。

#### ⑥ 管理職への報告

事故発生後は、直ちに校長（または教頭）に報告し、指示を仰ぎます。校長は速やかに教育委員会へ報告します。

### (2) 事故現場の記録・情報の収集

事故後に損害賠償請求や過失割合の協議が生じることを想定し、現場の記録や証拠をできる限り収集します。

- 被害者がいる場合は、氏名・住所・電話番号等の連絡先を確認します。
- 相手が自動車の場合は、車両ナンバー・強制保険会社名・任意保険の有無などを記録します。
- 被害の程度、事故当時の状況、相手の主張や言動もメモしておきます。
- 目撃者がいる場合は、氏名・連絡先を聞き取り、証言が得られるようにします。
- スマートフォン等で現場の状況を記録（写真・動画）しておくことが望されます。

## 16 ミサイル発射に係るJアラート作動時の対応

### (1) 事前の危機管理（備える）

万が一に備え、事前に次のような体制と準備を行います。

#### ○ 教職員の体制整備

ミサイル発射に伴うJアラート発令時に迅速な対応がとれるよう、**教職員の役割分担を明確化**します。また、**保護者や地域との連携体制を構築**し、**地域の特性に応じた想定事態を洗い出しておきます。**

#### ○ 安全点検の実施

避難行動が確実にとれるよう、**校舎内外の避難経路や避難場所の安全性を定期的に点検**します。また、通学中など学校外での避難先についても確認しておきます。

#### ○ 避難訓練の実施

「発射」「通過」「落下」などの状況に応じた行動がとれるよう、**訓練→評価→改善**のサイクルを取り入れた**実践的な避難訓練**を計画的に行います。

#### ○ 教職員研修の充実

学校安全の中心的役割を担う教職員に対し、**定期的な危機対応研修を実施**します。必要に応じて、関係機関と連携し、**外部人材の活用や情報提供**も図ります。

#### ○ 防災教育の実施

児童にも、ミサイル発射時の避難方法を含めた**防災教育を定期的に行い**、自ら命を守る行動がとれるよう指導します。

### (2) Jアラート発令時の具体的な行動

Jアラートが発令された場合は、直ちに以下の対応をとります。

いずれの場合も、**児童の安全確保を最優先に、冷静かつ迅速に行動することを徹底**します。

#### ○ 校内に児童がいる場合（授業中・休み時間など）

- ・校内放送や情報端末を通じて、速やかに全教職員と児童に通知します。
- ・児童を窓のない教室や廊下の壁側、体育館倉庫等、**安全な屋内空間へ誘導**します。
- ・窓やカーテンを閉めさせ、窓や外に面した場所から離れた位置で座らせ、頭を保護させます。
- ・教職員は児童の所在を確認し、安全確保を徹底します。
- ・安全が確認されるまでは、校内にとどまり、待機します。

#### ○ 児童が登校中・下校中である場合

- ・学校周辺や通学路の安全な場所（公民館・地域施設・民家など）への避難を促します。
- ・スクールガードや地域ボランティアと連携して、避難誘導や安全確認を行います。
- ・必要に応じて、保護者と連絡を取り、引き渡し体制を整えます。

- 放課後・課外活動中の場合
  - ・直ちに活動を中止し、安全な屋内へ児童を避難させます。
  - ・クラブ指導者や担当教職員が児童の所在確認と安全誘導を行います。
  - ・必要に応じて保護者への連絡を行い、早期の帰宅対応を調整します。
- 学校に児童がいない時間帯（休日・夜間など）
  - 管理職は教育委員会からの情報をもとに状況を把握し、翌日以降の教育活動の変更・対応を検討します。
  - 必要に応じて、\*\*保護者への連絡（メール・学校配信システム等）\*\*を行います。

### (3) Jアラート解除後の対応

Jアラートが解除された後も、児童の安全と安心を最優先に、慎重な対応を行います。

- 児童の安全確認
  - 全学級において児童の人数と健康状態の確認を行い、異常があれば保健室や管理職に速やかに報告します。登下校中に避難した児童がいる場合は、保護者や地域との連携により所在の把握に努めます。
- 保護者への情報提供
  - 状況に応じて、学校配信メールや学校ホームページ、文書等により、事態の経過および学校の対応状況を保護者に適切に伝達します。必要に応じて、下校時の引き渡しや、迎えの要請など、保護者との連絡体制を整えます。
- 教職員による振り返りと記録
  - 管理職を中心に、対応の適切性や改善点について振り返りを行い、今後の訓練やマニュアルに反映します。
  - 当日の対応内容や児童の反応、保護者の問い合わせ等について記録し、次回以降に備えます。
- 児童への心のケア
  - Jアラートによる避難体験は、児童に不安や恐怖を与えることがあります。
  - 担任や養護教諭を中心に、安心感を与える声かけや保健室でのフォローを行い、児童の気持ちに寄り添います。
  - 必要に応じて、スクールカウンセラーの活用や、学級でのふりかえり活動を通じて心の安定を支援します。

## 17 記録を取る

### (1) 記録の目的

客観的に把握された事実を、初期対応、連絡、報告、事後評価等の根拠にするため。

### (2) 記録の使い方

- ① 初期対応の判断資料
- ② 保護者・関係機関への情報提供
  - 【関係機関】教育委員会、駐在所、病院、保健所、放課後児童クラブ、学校運営協議会、振興局、公民館、自治会、報道機関等
- ③ 事後評価、再発防止対策の資料

### (3) 記録の整理

- ① 記録の内容
  - ・不審者の状況（人数、場所、凶器、何をしていた等）
  - ・児童の状況（負傷者の状況、避難の状況等）
  - ・施設設備等の破損状況
  - ・教職員の対応状況（防御、避難誘導、応急手当等）
  - ・負傷した教職員の状況（誰が、どんな、応急手当等）
  - ・関係機関等への連絡、支援状況（警察、消防、病院、教育委員会、保護者等）
- ② 記録に当たっての配慮事項
  - ・時系列で記録
  - ・正確な内容（事実と推察は区別しておく。不明なことは「？」を記入）
  - ・箇条書きで簡潔な文
  - ・重要な箇所はアンダーライン
  - ・情報源を備考欄に明記
- ③ その他
  - ・記録者（生徒指導担当）は、情報収集に努め、その都度状況を記録
  - ・状況が明瞭に把握できる記録用紙の工夫
  - ・記録の補助手段として、録音機・デジカメ等の有効な活用
  - ・記録は、緊急事態が発生した場合には、1カ所で集中管理  
※記録の保管場所は、職員室前面移動黒板中の棚
  - ・プライバシーに注意

## IV 事後の危機管理（立て直す）

### 1 心のケア

災害等におけるストレス症状のある児童への対応については、健康観察等により児童の異変に気付き、問題の性質（「早急な対応が必要かどうか」、「医療を要するかどうか」等）を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携を密に取り、校内組織と連携して組織的に支援に当たります。

学校再開まで		学校再開から1週間	継 続 支 援
管 理 職	安否確認・健康状態の把握と組織体制の確立	心身の健康状態の把握と支援活動	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>□児童の安否確認、被災状況、心身の健康状態を把握するよう指示</li> <li>□臨時の学校環境衛生検査の実施について検討</li> <li>□教職員間での情報共有</li> <li>□心のケアに向けた組織体制・役割分担の確認</li> <li>□心のケアの対応方針の決定と共通理解・全体計画の作成</li> <li>□地域関係機関等との協力体制の確立</li> <li>□保護者との連携・健康観察強化依頼</li> <li>□緊急支援チームの受け入れ</li> <li>□報道関係機関への対応</li> <li>★障がいや慢性疾患のある児童への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□児童の心身の健康状態の把握と支援活動の指示           <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康観察の徹底・質問紙調査等</li> <li>・家庭での様子調査・相談希望調査</li> <li>・臨時健康診断の検討・個別面談</li> <li>・教職員間での情報共有・医療機関等との連携</li> </ul> </li> <li>□保護者への啓発活動実施の指示           <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康観察の強化・啓発資料配付</li> </ul> </li> <li>□心のケアに関する講話の実施</li> <li>□安全・安心の確保への対応           <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の拡大、二次被害の防止</li> </ul> </li> <li>□教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり</li> <li>★障がいや慢性疾患のある児童へ生徒の対応</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>□安否確認と心身の健康状態の把握           <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問、避難所訪問</li> <li>・健康観察の強化・担任との連携等</li> </ul> </li> <li>□保健室の状況確認と整備</li> <li>□管理職やカウンセラーとの連携</li> <li>□学校医、学校薬剤師との連携</li> <li>□心のケアに関する啓発資料の準備</li> <li>★障がいや慢性疾患のある児童への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□心身の健康状態の把握           <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康観察強化・担任等との連携</li> <li>・心のケア質問紙調査、相談希望調査等</li> </ul> </li> <li>□保健だより等の啓発資料配付</li> <li>□管理職やカウンセラーとの連携</li> <li>□心のケアに関する保健指導の実施</li> <li>□健康相談の実施</li> <li>□専門機関との連携</li> <li>□感染症予防対策</li> <li>★障がいや慢性疾患のある児童へ生徒の対応</li> </ul>	
学級担任等	<ul style="list-style-type: none"> <li>□安否確認と心身の健康状態の把握</li> <li>□家庭訪問、避難所訪問           <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童等の家庭の被災状況確認</li> </ul> </li> <li>□学校再開へ向けての準備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校内の被災状況、衛生状況の調査</li> </ul> </li> <li>□養護教諭との連携</li> <li>★障がいや慢性疾患のある児童への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□心身の健康状態の把握           <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康観察の徹底</li> <li>・心のケア質問紙調査、相談希望調査</li> </ul> </li> <li>□教職員間での情報共有</li> <li>□保護者との連携           <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発資料の配付、健康観察強化依頼、個別指導</li> </ul> </li> <li>□養護教諭との連携</li> <li>★障がいや慢性疾患のある児童等の対応</li> </ul>	

## 2 学校再開に向けた取組

<b>児童、教職員の被害状況の確認</b>	
□児童の安否と所在場所の確認 □教職員の安否確認	○教職員は、できるだけ速やかに、児童の被災 状況を確認する（避難先、連絡方法、健康状態等）
<b>家庭・保護者の被災状況の確認</b>	
□保護者の安否と所在の確認	○地域、育友会と連携を図りながら、家庭・保護者の安否確認、所在場所、校区内の被災状況を確認する。
<b>学校施設・設備等の点検</b>	
□建造部材、非構造部材の点検と補修 □ライフライン（水道、電気、ガス等）の復旧状況 □危険箇所の立入禁止の明示と危険物・危険薬品等の点検 □仮設トイレ設置の要請 □校舎内外の清掃・消毒	○校舎や施設設備等の使用再開について、応急危険度判定士等の点検により安全性を確認する ○がれき・破片の除去や立入禁止措置等の応急復旧等を行う。 ○学校環境衛生基準に基づき、適切な衛生状態が確保されるようにする。
<b>給食業務の再開</b>	
□施設、設備の安全点検 □所管教育委員会、食材委託業者との調整	○簡易給食の手配等給食業務が早期に再開できるよう関係機関と連携を図る。 ○学校給食衛生管理基準に基づき、衛生管理に努める。 ○食物アレルギーを有する児童について十分な配慮を行う。
<b>通学方法確認と通学路安全点検</b>	
□通学路の危険箇所の点検と道路状況の報告 □スクールバス運行の確認 □安全な通学路及び通学方法の決定	○通学路の安全点検を実施し、危険箇所については関係機関へ連絡するとともに教職員で共有する。 ○被災状況により通学路や通学手段の変更を行い、登下校の安全を確保できるようにする。 ○視覚や聴覚に障がいのある児童に対する確実な情報伝達等の対応も含め、安全確保について十分配慮する。
<b>教育環境の整備</b>	
□授業形態の検討 □教材教具の確保 □運動ができる場所の確保 □支援物資の取りまとめ □心のケア（緊急支援スクールカウンセラーとの連携） □マスコミ、外部ボランティア団体対応 □学校行事や体育等の授業の在り方	○短縮、二部等、当面の授業形態を検討する。 ○教科書、学用品の減失状況を確認し、不足教科書等の確保に努める。 ○定期又は臨時の健康診断・健康相談の実施について配慮するとともに緊急支援スクールカウンセラーの派遣など心のケア対策を講じる。
<b>避難所との共存</b>	
□避難所運営組織と協議 □立入制限区域の明示	○学校施設が長期的に避難所として使用されることがあるため、立入制限を明示することや動線の設定、ルールの確認をする。

